第五次千葉県障害者計画　主要施策管理表

平成28年度

主要施策	８　その他各視点から取り組むべき事項

総合計画等

◇障害の特性及び障害のある人のニーズに応じたサービス提供体制を構築するため、ホームヘルパー等の福祉職の養成・確保と医学的リハビリテーションに従事する医師の確保、理学療法士等のリハビリテーション専門職の充実や資質の向上に努めます。
◇ 高齢期に向けた支援については、国における地域の居住支援やサービス提供体制のあり方の検討状況を注視しながら検討を進めます。
◇ 障害のある人が適切な医療を受けられるよう、「受診サポート手帳」の普及等医療機関との連携連絡体制づくりに引き続き努めます。また、身近な地域で必要なリハビリテーションを受けられるよう地域リハビリテーション体制等の充実を図ります。
定期的に歯科健診を受けること又は歯科医療を受けることが困難な障害のある人に対して、巡回歯科診療車による定期的な歯科健診・歯科保健指導を実施します。
◇ 総合難病相談・支援センターおよび県内９箇所に設置した地域難病相談・支援センターを拠点として、相談・支援の実施、患者・家族の交流促進、難病への理解促進等を図ります。
◇ 県障害者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣を通じて、障害のある人のスポーツの普及に努めるとともに、障害のある人がスポーツを行うことができる環境づくりに取り組みます。2020年パラリンピック東京大会の開催に向けて、国のスポーツ行政の一元化も踏まえ、選手の育成強化に努めます。また、様々な機会を通じて指導者の資質の向上に努めます。身近な地域での文化芸術活動に親しむために、参加・発表の機会の確保と参加者の拡大に努めます。
◇ 障害のある人が、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。また、道路や建築物などの公共施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザインの普及に努めます。
◇ 障害のある人が、地域社会の中で安全で安心して暮らせるよう、防犯・防災対策の推進、悪質商法など消費者被害を防止するために、市町村、関係機関等と連携して障害のある人を地域で守る仕組みづくりを推進します。
◇ 行政・民間団体等により設けられている各種の障害のある人に関するマークは、バリアフリー等に対応したルールや障害のある人への支援の必要性を伝えるものであると同時に、障害のある人への理解を促す「心のバリアフリー」につながるものであり、これらのマークの県民への周知と理解の促進を図るとともに、普及に努めます。

基本施策

（1）人材の育成と確保
（2）高齢期に向けた支援
（3）保健と医療に関する支援
（4）スポーツと文化活動に対する支援
（5）住まいとまちづくりに関する支援
（6）暮らしの安全・安心に関する支援
（7）障害のある人に関するマーク・標識の周知

数値目標の評価

（個）

年度	目標数	A	B	C	D	E	その他
27	17	10	3	2	2		
28		10		2		3	2
29							

主要施策の取組状況等

平成２８年度	【主要施策の取組結果】 （１）重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修など各種研修を行いました。また、介護福祉士等への修学金貸し付けを行い、人材確保を図りました。 （２）障害福祉サービスの利用計画を作成する相談支援専門員養成研修にケアマネージャーが参加できるよう検討を行いました。また、医療的ケアが必要な人に対する福祉サービスの制度的な拡充について、国へ要望を行いました。 （３）今年度も更生医療等について給付を行いました。重度心身障害者の医療費助成については、現物給付化後の制度の円滑な運用に努めるとともに、事業の実施主体である市町村に対し、補助を行いました。 （４）東京オリンピック・パラリンピックアスリート強化・支援事業を実施し、障害者スポーツ競技組織整備、障害者アスリートの掘り起こし及び障害者アスリートの強化支援を実施しました。 （５）バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、建築物のバリアフリー化の普及啓発を行いました。 　県立高等学校の多機能型トイレを整備しました。 　職員を対象に、障害当事者の生の声を聞き、実習を通じて「心のバリアフリー」を理解する研修を行いました。 （６）熊本地震に際し、８チーム２６名のDPATを派遣しました。DPAT研修を開催し、９医療機関３６名が受講修了しました。 （７）内部障害や難病の方等、外見では障害のあることが分からない方が、支援を必要としていることを表す「ヘルプマーク」を新たにホームページに掲載し、周知を図ったほか、各種会議等において、周知依頼を行いました。
	【取組結果への対応】 （１）今後も同等以上の研修を実施しホームヘルパー等の人材養成、資質向上に努めます。また、福祉・介護人材の養成・確保を図るため、引き続き介護福祉士修学資金等貸付事業を行っていきます。 （２）29年度から相談支援専門員養成研修にケアマネージャーが参加できる枠を確保することとしました。医療的ケアが必要な人に対する福祉サービスの制度的な拡充について、引き続き国へ要望していきます。 （３）引き続き、重度心身障害者の医療費助成を行う市町村に対し、補助を行います。 （４）引き続き、障害者スポーツの一層の普及と障害のある人への理解を促進し、東京パラリンピックでの千葉県選手の活躍に寄与するように努めます。 （５）バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、引き続き普及啓発に取り組みます。県立高等学校の多機能型トイレについては障害のある生徒の入学・在籍状況に応じて整備します。平成29年度は「心のバリアフリー」研修を11月1日に実施予定です。 新採研修についても平成28年度と同様に実施します。 （６）引き続き、研修を実施し、DPATの体制整備に努めます。また、精神障害のある人に対する災害時対応について検討していきます。 （７）ヘルプマークについて、引き続き、ホームページや各種会議等を通じて、県民